十六の二　認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十七　国、地方公共団体又は次に掲げる者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること（わなの設置を伴わない方法により行われるものに限る。）。

イ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第十八条第二項の規定により主務大臣より認定を受けた者

ロ　特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものに限る。）に参加した者

十八～二十八　（略）

（利用調整地区における認定等を要しない行為）

第十三条の五　法第二十三条第三項第六号に規定する環境省令で定める行為は、国立公園又は国定公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

一　特別地域（特別保護地区を除く。）内で行われる行為で次に掲げるもの

イ　第十二条第六号、第六号の二、第七号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第七号の二、第八号、第十号の二、第十号の四、第十四号、第十五号、第十七号、第十七号の七、第十七号の十一から第十七号の十四まで、第十七号の十六、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十七号の二、第二十七号の五、第二十七号の九、第二十七号の十、第二十七号の十の三から第二十七号の十四まで、第二十九号の十三、第二十九号の十九又は第二十九号の二十八に掲げる行為

ロ　（略）

（新規）

十七　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十八～二十八　（略）

（利用調整地区における認定等を要しない行為）

第十三条の五　法第二十三条第三項第六号に規定する環境省令で定める行為は、国立公園又は国定公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

一　特別地域（特別保護地区を除く。）内で行われる行為で次に掲げるもの

イ　第十二条第六号、第六号の二、第七号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第七号の二、第八号、第十号の二、第十号の四、第十四号、第十五号、第十七号、第十七号の七、第十七号の十一から第十七号の十四まで、第十七号の十六、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十七号の二、第二十七号の五、第二十七号の九から第二十七号の十四まで、第二十九号の十三、第二十九号の十九又は第二十九号の二十八に掲げる行為

ロ　（略）

二　特別保護地区内で行われる行為で次に掲げるもの

イ　第十三条第一号（第十二条第二十六号、第二十七号の九、第二十七号の十又は第二十七号の十の三から第二十七号の十四までに係る部分に限る。）、第二号、第二号の三から第九号まで、第十五号（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係るものに限る。）、第十六号、第十七号（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係るものに限る。）又は第十八号に掲げる行為

ロ　（略）

三～二十五　（略）

（普通地域内における届出を要しない行為）

第十五条　法第三十三条第七項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　第十二条第一号から第十号の十三まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二まで、第二十八号若しくは第二十九号に掲げる行為又は第十三条の三第二号から第四号まで、第六号、第九号、第十一号、第十二号若しくは第二十七号に掲げる行為

二～十七　（略）

（権限の委任）

第二十条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第五号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）及び第十九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）

二　特別保護地区内で行われる行為で次に掲げるもの

イ　第十三条第一号（第十二条第二十六号又は第二十七号の九から第二十七号の十四までに係る部分に限る。）、第二号から第九号まで又は第十五号から第十八号までに掲げる行為

ロ　（略）

三～二十五　（略）

（普通地域内における届出を要しない行為）

第十五条　法第三十三条第七項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　第十二条第一号から第十号の五まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二まで、第二十八号若しくは第二十九号に掲げる行為又は第十三条の三第二号から第四号まで、第六号、第九号、第十一号、第十二号若しくは第二十七号に掲げる行為

二～十七　（略）

（権限の委任）

第二十条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第五号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）及び第十九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一～五　（略）